

# 長野県における地域産業企業の成立

—— 依田社の事例 ——

## The Formation of a Regional and Industrial Enterprise in Nagano Prefecture

野 原 建 一

Ken'ichi Nohara

### 1. はじめに

近世から近代にかけて、長野県の製糸業は飛躍的発展をとげた。それは、手挽から座繰そして、器械製糸への生産技術上の移行、発展を意味した。また同時に、それは、家内工業的な個人経営から工場制的企業経営へと移っていく過程でもあった。<sup>(1)</sup>

小稿では、こうした推移をみせていく長野県の製糸業をとりあげ、近代期にどのような産業企業として成立していくのかを検証していきたい。近代における県内の製糸業は、その「中心地が北信上田から南信諏訪郡へ移動」<sup>(2)</sup>している。その時期は、ほぼ明治10年代末から20年代にかけてである。

小稿でとりあげる小県郡丸子町の依田社は、こうした長野県の製糸業中心地が、東北信から中中信へ移っていく過渡期に創設されたものである。すなわち「故下村亀三郎は経済界の進運に伴い地方産業の振興は製糸業の改善を以て緊要なりとし而かも生糸の改良は従来地方特産たる座繰生糸を以て甘んず可きにあらす断然器械製糸に進轉す可き時運なりと絶叫し明治22年自ら20釜の器械製糸業を經營し以て其範を示せり之を依田社の濫觴とす」と記されている。<sup>(3)</sup>その翌、明治23年には、下村がつくった「一」について「二、三、四と3製糸工場がくわわり、ここに四つの製糸工場が参画して依田社が創設されるのである」<sup>(4)</sup>。それぞれの製糸釜数は、「一」が64、「二」が30、「三」と「四」が20という比較的小規模な製糸工場から出発しているのである。計134釜でスタートした依田社は、組合員の出資による組合立という経営形態をとった。

この組合形態の先駆は、須坂地方の東行社であ

ろう。<sup>(5)</sup>東行社設立の経緯は、つぎの通りである。「當會社ノ起業ハ明治八年有志数名が上州富岡其他諸國ノ器械ヲ折衷シテ場ヲ数ヶ所ニ設置シ富岡ノ婦郷女工ヲシテ運轉ハ水利ノ便ヲ利用シ湯沸ハ梵火ヲ以テ僅カ八十人ノ女工ヲシテ創始セルガ我が長野縣下製糸業ノ元祖ニシテ明治十年二月東行會社申合書ヲ作製シ内務省ニ伺ヒ立テ一般ノ會社條例発行迄ヲ結社營業スベシノ許可ヲ得テ同年八月故小田切武兵衛外四拾六名が本邦製糸業ノ進歩發達ヲハカル為メ組合組織ヲ以テ釜數六百六拾六個座繰用製糸其他ノ設備ヲ完全シ東行社ト称ス」<sup>(6)</sup>

このように東行社は、組合員46名が出資してつくられた企業で、組合立という経営形態では、長野県はもちろん、全国的にみてもその嚆矢ともいふべき存在といえよう。中小の製糸業者が出資して、共同仕入、検査、出荷をおこなうために組合立とはいえ、ひとつの企業体を結成した意義は大い。

長野県が生糸生産高で全国に占める位置の高さは、すでに確認されているところである。<sup>(7)</sup>統計上の把握ができた明治10年代から長野県の生糸生産高は、群をぬいていた。ところが、その明治10年代までの製糸業者といえば、おおむね零細な座繰製糸によって担われていた。<sup>(8)</sup>とりわけ、主導的位置を占めていた東北信地方では、零細な製糸業者が生産する生糸を横浜の生糸売込問屋が買っていたのである。このような明治前期の状況のなかで、地方の製糸業者がその経営を維持、拡大していく手段として企業体の結成は、必要不可欠なものであったろう。

須坂地方でいち早く東行社が結成されたのもこうした社会経済的背景によるものであろう。これと似た状況が、小稿でとりあげる依田社の創設時にもあったと考えられる。いずれにせよ、中小、零細な製糸業者が参画して、一企業体を形成し、地域経済発展の主体となって展開するという型が、須坂の東行社、俊明社とならんで、小県郡丸子町の依田社にもみられるのである。その発展の型は、片倉製糸とはまた異った展開をみせている。他方、戦前期輸出産業の基軸であった製糸業の重要な一翼を担っていた企業でもあった。以下、丸子町の依田社についてその企業経営の実態を検証していきながらその歴史的意義を考えてみたい。また、先駆的企業経営を展開した東行社との比較検討も

必要におうじて試みてみようと思う。

## 2. 依田社の設立

依田社の創設時のようすについては、先述の通りだが、特筆すべきは、下村亀三郎というリーダーシップをとる経営者の存在が大きい点である。とりわけ設立初期の数年間、業績もふるわず、そのため亀三郎が独立経営をもって依田社を維持したという<sup>(9)</sup>。ただ依田社の経営は、明治22年に創立した翌年の同23年に、共同再線所を設置し、共同荷造り、共同出荷の基礎づくりをしたといえよう。したがって、その後組合員の数は、年をおって増加していったのである。

第1表 依田社の工場数と釜数

年	工場数	釜数	年	工場数	釜数
明治22 (1889)	1	20	明治34 (1901)	23	705
23 (1890)	4	134	35 (1902)	23	647
24 (1891)	7	184	36 (1903)	23	768
25 (1892)	7	194	37 (1904)	22	770
26 (1893)	10	301	38 (1905)	24	839
27 (1894)	17	467	39 (1906)	23	988
28 (1895)	23	669	40 (1907)	24	1,009
29 (1896)	24	689	41 (1908)	24	1,438
30 (1897)	24	702	42 (1909)	24	2,078
31 (1898)	24	703	43 (1910)	24	2,137
32 (1899)	24	702	44 (1911)	25	2,421
33 (1900)	24	702	45 (1912)	25	2,947

すなわち、明治22年の㊦ (カネイチ) からはじまり、同23年の㊧、㊨、㊩、同24年には㊪、㊫、㊬、同26年、㊭、㊮、㊯、同27年、㊰、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、同28年、㊷、㊸、㊹、㊺等工場がつつぎつつぎに増加していったのである (第1表)。

丸子町は小県郡に属しているが、明治41年では依田社だけで小県郡の工場数の8割を占めていることがわかる (第2表)。明治から大正にかけて諏訪郡の急成長ぶりもさりながら、依田社が位置する小県郡ののびもまた大きい。生糸生産額では、大正11年の数値をみると、小県郡は、諏訪、上伊那に次いで3番目に当り、その県内に占める割合は、約13%であった。<sup>(11)</sup>

明治後期から大正期は、長野県を中心に全国的にも製糸工場数が増加し、その規模、すなわち、経営釜数も増加していったのである。同時に、経営形態も合理化され、商法の実施にともない、組合立から合資会社、または合名会社へと経営組織の変容がみられるのもこの明治後期からである。依田社が生糸輸出企業としての地歩を築いていく過程でもある。

いま大正8年の「依田社要覧」によると次のように依田社の沿革が記されている。<sup>(12)</sup>

### 「第一沿革

信州の気候風土は能く蠶桑の業に適し就中我丸子地方は斯業の先進地として夙に世に知られたる

第2表 郡市別器械製糸工場の状況

	工場数		釜数		工女数	
	明治41年	大正11年	明治41年	大正11年	明治41年	大正11年
南佐久郡	26	12	1,219	1,684	947	1,637
北佐久郡	15	16	1,075	2,892	1,058	2,718
小  県  郡	30	70	3,148	9,380	3,026	8,929
諏訪郡	122	262	17,089	37,422	18,086	36,667
上伊那郡	54	99	3,532	10,336	3,459	10,269
下伊那郡	76	71	3,739	7,601	3,532	8,083
西筑摩郡	15	6	741	776	696	613
東筑摩郡	30	41	1,976	2,941	1,541	2,610
南安曇郡	14	19	408	977	382	733
北安曇郡	20	20	1,209	1,572	1,236	1,645
更級郡						
埴科郡	12	8	3,443	1,704	3,352	1,501
上高井郡	39	30	5,761	4,494	6,292	5,322
下高井郡	7	2	442	163	423	148
上水内郡	2	3	236	186	231	206
下水内郡	1		50		35	
長野市		2		28		28
松本市	27	33	2,604	4,144	2,590	4,258
合計	585	694	63,068	86,300	65,097	85,367

(注) 長野県生糸同業組合連合会『製絲工場調』各年版より、上田市は小県郡に含む。

も製絲の方法に至りては徒に座繰製絲の舊法を墨守するに過ぎざりしを以て下村亀三郎氏は断然之れを器械製絲に改良すべきを絶叫し明治二十二年自ら二十釜の器械製絲業を經營し以て其範を示せり之れを依田社の濫觴とす。

明治二十三年依田社の組織なるや再繰場を設置し社員協力一致専ら生絲の整理統一並に共同販賣の實行に努めたりしか明治三十七年下村社長『セントルイス』萬國博覽會の開設を機とし親しく需要地の状況を視察したる結果諸般の改良を施し就中絡交の如きは之れを『グランド』に繰改めたるを以て絲格一段の向上を為し取引上の便利を得ることを尠少なからず

明治四十三年より同四十四年に亘り依田社の附属事業として屑物晒練所及蛹工場を設け副産物を有利に處望し又模範工女養成所を設置して優良工女の補充を圖り更に専屬病院を施設して醫療衛生に遺憾なからしめ又生絲検査部を置きて官立生絲検査所に準ずる検査を施し直に之れを輸出包装に荷造し以て取引上の改善を施せり

大正二年一月下村社長物故するや工藤善助氏其

後を襲ひ大正三年組織を變更して産業組合法に依り有限責任信用販賣組合依田社と改めたり大正四年優良蠶種の普及を圖る目的を以て製絲蠶種養蠶の三業者を連絡協同せしめ蠶種類革新實行會を組織し更に生絲の品位を改良する一方法として組合員の原料共同購入を為し又大正五年には製絲試験所を設置し専ら技術上の試験研究を逐けて製絲上の方針を指示する等専ら生絲の改善に努力し漸次今日の盛運を見るに至れり

この「沿革」によると、依田社がアメリカ向輸出生糸の生産をその經營の軸にしたのは、明治37年のセントルイス万国博以降になる。同時に依田社産の生糸に対し、一定の「絲格」を認めさせるとともに、みずからは生糸検査部を置いて糸質の維持、確保に努めたのである。輸出先との直接取引を可能にした經營努力がここにみられる。

經營組織の上では、大正3年の産業組合法にもとづいて「有限責任信用販賣組合依田社」とあらためられ、その事業内容は、次のように定められた。

「第四 事業

依田社の事業概目左の如し

- 一、製絲に要する資金を融通する事
- 一、生産に要する燃料及原料繭其他業務上必要品の共同購入を為す事
- 一、組合員の生産したる生絲に對し再繰検査束装等の加工を為す事
- 一、生絲及副産物の共同販賣を為す事

以上の事業内容は、この「要覽」がでた大正期になって変更されたものではない。つまり、創業期から一貫してその事業内容に変更はなく、事実の追認が上記の文面である。したがって、1. 資金の融通、2. 原料、燃料等の共同仕入、3. 共同再繰と検査、4. 共同販賣という初期の事業目的がそのまま受け継がれ、確認されているのである。

先述した須坂の東行社は、まさに依田社の先駆的産業企業体であった。すなわち、明治10年の「

東行會社定則」によれば、その設立目的を「製糸方法百事同一ニ執行ヒ且荷額巨多ナラサレハ外國ト貿易エノ便利ヲ得ル事能ハス因テ同社ノ製糸数額ヲ經メーニシ之ヲ輸出セシム」こととしたのであった。<sup>(13)</sup>つまり、良糸の生産、管理とその出荷、販売が東行社の事業内容であったのである。したがって、依田社は東行社の経営形態と類似の形態をとって運営されていたといってもよい。逆にこのような共同体制を製糸業者たちがとることによって、地域における産業企業としての機能を發揮できたのではないだろうか。単独の資本家ではなく、複数の中小・零細資本家が集まり、ひとつの産業企業として行動するときにはじめて、輸出に耐える商品を出荷でき、かつ、相互の利益を図ることができたのである。

同じ「依田社要覽」の「第四 事業」のつづきには、次のように記されている。

第3表 依田社製糸工場一覽 (大正10年)

(繭、生糸の単位、貫)

工場名	代表者	釜数	工男数	工女数	原料繭使用高	生糸生産高
一三製糸場	下村 萬助	624	50	534	120,631	13,885
金三製糸合資会社	工藤 善助	212	16	217	50,577	4,943
金六製糸場	倉島 柳太郎	180	22	202	33,120	3,312
八製糸場	伊藤 壽吉	85	6	88	16,500	1,750
九製糸場	斉藤 繁之助	292	29	233	49,800	5,100
十依田社	倉島 龍之助	219	12	176	47,435	4,786
列製糸場	柳澤 多助	22	2	21	4,000	385
金ト製糸場	佐藤 通雄	120	21	120	28,721	2,728
千依田社	工藤 房次	120	6	132	27,017	2,626
千〃	工藤 三八郎	334	26	265	48,680	4,852
千〃	倉島 柳太郎	228	20	252	47,500	4,702
金太製糸場	土屋 光治	264	25	263	56,256	5,578
ツ依田社	小林 今朝吉	62	7	70	14,000	1,500
株式合資会社金四	小井土 周造	340	42	360	75,012	7,578
ヲ小 林	小林 清之助	300	29	335	66,995	5,665
ウ製糸場	柳澤 太郎	86	6	87	17,600	1,777
依田社	土屋 糸三郎	200	16	161	40,413	3,938
金	瀧澤 寛	370	47	358	78,000	8,100
コ製糸場	小林 周吉	70	6	60	11,500	1,217
カ製糸場	土屋 義處	40	2	35	8,000	820
金メ製糸株式会社	倉島 柳太郎	96	15	79	12,390	2,165
犬製糸場	関 定次郎	50	4	54	11,500	1,067
日製糸場	藤澤 大作	50	6	34	7,850	706
依田社製糸試験所	工藤 善助	124	9	148	10,030	996
合計		4,488	424	4,708	883,527	90,176

### 「(一) 再繰所

組員より本社に輸送し来りたる生糸の再繰を為したる後一々品位検査を為して等位を分ち以て整理統一して東装荷造等の工程を纏之れを横濱市場に輸出すること普通再繰所と異ることふし然れ共本社の特色とする所は多数の技術員を置いて品位検査の際農商務省生糸検査所の検査に準したる検査を施し直に之を洋俵輸出向包装と為し以て取引上の敏捷を期するに在り」

検査体制を厳格にした依田社は、すくなくともこの点については東行社にくらべ、優位な立場に立てたであろう。横浜での検査を受けずに輸出できた結果、明治42年4万貫余の生糸生産高が、9年後の大正7年期には10万貫余と2.5倍ののびをみせるのである。

さて、依田社は、明治末期から大正期にかけて飛躍的發展をとげていくわけであるが、その経営内容はどうであったのか。その経営状況を明治23年から依田社に加入していた金三製糸合資会社の損益計算表を事例にとりあげて検討してみよう。

## 3. 依田社の経営状況

金三製糸合資会社の代表は、この当時、すなわち、明治末期から大正期にかけては、工藤善助である。工藤善助は、依田社を創立した下村亀三郎社長のあとをうけ、大正3年に同社の社長となって昭和4年までその席にいた。<sup>94)</sup>大正期、依田社に参画していた製糸工場は24であった。いまそれらの製糸工場を一覧してみると第3表の通りである。<sup>95)</sup>

ここに掲げた一覧は、丸子町に位置する製糸工場を表わしている。なかでも創立者、亀三郎の率いた「□」製糸場が群をぬいて大きい。次いで金四金和、㊦の工女数、生糸生産高が多い。工藤善助の金三は、釜数こそ多くないが、生糸生産高は、24社中6位で、依田社のなかでは上位の規模と生産高をしめしている。

この金三製糸場が合資会社としたのが、明治40年である。幸いにも合資会社設立以後の「損益決算表」が、明治末期から大正期にかけて残存していたので、それをもとに当時の経営状況を検討してみたい。

第4表がその「損益決算表」を整理したもので

ある。「益金」は「収入」を表わし、「損金」はおおむね「支出」を意味する。益金の中心は「生糸売上高」である。その増勢は、大正5年まで年平均約6%ほどであるが、大正6年からは、おもむきを異にし、年平均60%前後の増加率をみせている。とりわけ、大正8～9年にかけての増加率は、実に80%ほどである。先の第3表に表わされた製糸場は、そうした依田社の最盛期のようすをしめすものでもあった。

なお、「その他雑収入」の項で大正3年期からその額が急増するのは、「益金」の中に「原料繭現在高」が算入されてきたためである。すなわちそれは「次年度繰越繭」を意味している。とくに大正7年、同9年は、繭の「思惑買」もあって次年度へ繰り越す原料繭の額が多くなっているようすがうかがえる。

「損金」の項では、「営業費」なる支出の項目が記されており、経営の実態が推しはかれる。全体的には、やはり、「原料繭」のしめる比重は大きく、全体の約60～70%強の割合をしめしている。安く、品質の良い繭をいかに安定的に確保するかが、依田社にとって生糸生産の死命を決するとなれば、その比重も自ずと高くなるのかもしれない。

「工女給料」ののびは、生糸売上高のそれほどは増加していない。明治42～大正5年にかけてののびは、年平均約3%弱である。大正6年からは「工女給料」は急増し、とくに同9年は、前年にくらべ約80%も増加している。ただし、これは工女1人当りの給料が増加したこともあるが、工女数が増加している点も考慮する必要がある。

なお、当該時期の「工女前貸金」<sup>96)</sup>は、明治41年832円、同42年2,182円、同43年2,318円、とつづき大正4年1,490円、同5年2,839円、同6年6,835円、同7年7,736円、同8年10,857円、同9年13,995円と急増していくのである。この増加ぶりは、第4表の生糸売上高の増勢と符合する。すなわち、生糸の増産態制を確保しようとする企業にとって重要なのは、工女をいかにふやすか、ということである。したがって、増産態制をかためるために、工女を確保するための「前貸契約金」が増加せざるをえないのである。労働力を事前に掌握するために「前貸金」が利用されて

第4表 依田社金三製糸合資会社の経営状況

(単位 円、銭以下4捨5入)

事項	年	明治41年	42年	43年	44年	大正元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
益金																
生糸売上高		98,715	132,559	148,431	160,168	153,107	160,430	181,389	166,219	176,824	288,610	387,435	539,799	965,842	563,790	531,662
屑物 "		705	3,308	4,950	6,666	6,926	7,099	7,920	5,288	6,692	10,239	14,526	24,296	30,520	16,059	8,724
その他雑収入		2,185	3,732	2,056	6,424	522	360	40,965	49,070	40,325	69,599	118,888	142,128	280,413	102,646	119,833
計		101,605	139,599	155,437	173,258	160,555	167,889	230,274	220,577	223,841	368,448	520,849	706,223	1,276,775	682,495	660,219
損金																
原料繭		87,626	100,332	107,704	113,680	105,863	106,061	157,039	143,606	136,731	246,909	398,206	514,303	838,388	334,797	412,362
繰越繭						6,666	7,558	39,110	38,988	42,105	38,208	66,517	117,464	138,326	275,330	95,879
"製品				21,305	25,079	26,230	27,930	52						1,478		
工女給料		5,256	7,627	7,661	7,774	7,979	8,094	8,740	7,604	9,138	13,485	18,269	20,798	38,144	29,931	31,498
工男給料			932	934	970	1,022	1,077	1,397	1,388	1,474	2,390	3,925	5,106	8,302	6,666	7,110
食料		2,956	4,253	3,711	3,428	4,718	4,104	4,581	2,919	3,079	4,244	7,187	11,792	18,013	16,796	12,260
薪炭費		1,822	4,049	4,163	4,059	3,036	3,137	3,823	3,228	4,072	4,926	9,110	18,657	23,664	19,759	15,556
工男女募集費		465	807	670	662	736	1,188	814	793	624	1,300	2,601	4,122	4,949	13,951	7,436
臨時雇人給料		563	167	189	92	76	172	141	126	54	176	194	812	670	957	1,234
倉庫費		650	735	1,131	806	621	931	530	619	1,100	1,319	757	997	2,033	1,184	2,259
諸税		97	229	267	270	444	454	468	508	378	347	3,293	558	724	12,458	2,423
雑費		656	836	935	961	1,193	1,206	1,321	1,270	1,366	2,790	3,894	4,505	8,001	5,877	9,738
修繕費		784	1,046	1,339	1,000	1,206	720	861	1,234	1,002	4,259	4,422	1,207	5,278	2,011	3,187
利息		3,154	6,291	6,519	4,679	5,238	6,362	10,544	11,245	10,596	8,692	11,251	14,465	40,075	38,847	37,913
依田社々費		1,964	3,148	2,824	3,128	3,479	2,782	3,812	3,066	3,090	4,364	6,003	10,987	17,091	17,131	13,789
設備関係費		170		5	700	1,045								4,740		1,000
その他		452	2,188	742	5,772	674	494	404	1,108	1,398	2,621	764	2,833	30,887	2,920	2,103
計		106,615	132,640	152,438	173,060	170,226	172,270	233,637	217,702	216,207	336,030	536,393	728,606	1,180,763	778,615	655,747
損益差額		△5,010	6,959	2,999	620	△9,671	△4,381	△3,363	2,875	7,634	32,418	△15,544	△22,383	96,012	△96,120	4,472

(注) 各年度「損益決算表」より作成

いるようすがうかがえる。

その他営業費のなかでは「薪炭費」と「利息」が「工女給料」に次いで目につく。「薪炭費」は蒸気機関用の石炭代金で、繰業の多さに比例して増加している。ただし、第1次世界大戦の影響等で石炭価格の値上りも数値の伸びをうながしている。「利息」は、原料繭購入のための「借入れ」資金に対するものである。したがって、原料繭購入炭が増加すれば、必然的に「利息」も増加することになる。ただしこの負担は、大正期になって大きく、経営を圧迫しているようすがわかる。

また「工男女募集費」の項目は、実は「工女募集費」のことで、大正期の「損益決算表」からは「男」が項目からぬいてある。この「募集費」も生糸売上急増期の大正8～9年にかけて大きく増加している。

このように「損益決算表」からみた金三製糸合資会社の経営状況は、全体に原料繭の経費に占める割合が大きく、その分経営を苦しめている。とくに、大正元年から計上されている「繰越繭」は、前年度からもちこされたものであるが、これが年々増加し、「損益差額」の項において損金を計上させる主要因になっているように思える。工女の給料を含めた人件費は、全体的にはわずかな比重しかしめず、年平均4～5%弱の割合しかしめていない。したがって、損金の計上にはほとんど影響をあたえていないといつてよい。それは、先に述べた「前貸金」をくわえても、また、募集費をさらにくわえてもいえることである。

このように金三製糸の「損益決算表」をひとつの事例としてみてきたが、その経営に占める原料、利息、燃料の割合が、恒常的に経費の大半をしめているようすがわかる。

#### 4. 経営組織

では、この金三製糸を含め24の製糸業から成る依田社とは、どういう経営組織体をもった企業なのだろうか。またそれは、どのような機能と権能をもっていたのだろうか。それらを知る手がかりとして、ここでは2つの史料についてみてみることにする。ひとつは、昭和7年2月に記された「合資会社依田社定款」であり、いまひとつは「合

資会社依田社業務執行細則」である。まず前者からみていこう。依田社という企業の役割および、その経営組織体の特質を知るためである。したがって煩をいとわず、「定款」の全文を次に掲げることにする。

#### 合資会社依田社定款

##### 第一章 総則

第一條 本社ハ次條ニ規定スル目的ノ為メニ設立スル合資会社トス

第二條 本社ハ左ノ業務ヲ営ムコトヲ目的トス

- 一、生絲ノ委托ヲ受ケテ之ニ加工シテ販賣ス
- 二、生絲ノ委托者ニ金融ヲ為ス
- 三、生絲ノ製造販賣
- 四、蠶繭ノ賣買
- 五、土地建物及製絲用機械器具ノ賣買及賃借
- 六、有価証券ノ所有又ハ賣買
- 七、其他前各項ニ附随スル業務

第三條 本社ノ商號ヲ合資会社依田社ト称ス

第四條 本社ノ本店ヲ長野縣小縣郡丸子町大字丸  
子千四百八拾八番地ニ置ク

##### 第二章 社員及出資

第五條 社員ノ氏名、住所、出資ノ種類価額及ヒ其ノ責任左ノ如シ

- 一、金貳萬四千七百七拾四圓  
無限（住所…略、以下同じ）土屋 光治
- 一、金貳萬參千七百五拾五圓  
無限 下村龜三郎
- 一、金壹萬貳千九百九拾八圓  
無限 小林清之助
- 一、金九千九百拾貳圓  
無限 工藤 倫
- 一、金五千拾五圓  
無限 工藤 房次
- 一、金參千九百四拾六圓  
無限 伊藤 壽吉
- 一、金六千圓  
有限 土屋 久
- 一、金六千圓  
有限 下村 萬助
- 一、金參千參百圓  
有限 小林 郷
- 一、金貳千五百圓  
有限 工藤 善助

一、金壹千參百圓

有限

工藤 哲三

一、金壹千圓

有限

伊藤 寛

第六條 無限責任社員ハ総社員ノ同意ヲ得テ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得之レニ反シタル行為ハ之レヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス  
無限責任社員ハ無限責任社員ノ承諾ヲ得テ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得

第三章 業務の執行及會社ノ代表

第七條 本社ノ業務ハ業務執行社員之レヲ執行ス

第八條 業務執行社員ハ二名トシ無限責任社員ノ互選ヲ以テ之レヲ定ム

第九條 業務執行社員ノ任期ハ二ケ年トス但任期満了ノ後再選スルコトヲ妨ケス

第十條 業務執行社員ノ報酬ハ社員過半数ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第十一條 業務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第十二條 支配人ノ選任及ヒ解任ハ無限責任社員ノ過半数ヲ以テコレヲ決ス

第十三條 定款ノ変更ハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス

第十四條 無限責任社員ハ総社員ノ同意アルニアラサレハ他人ノ為メニ保證ヲ為スコトヲ得ス

第十五條 業務執行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 無限責任社員ハ何時ニテモ會社ノ書類及業務ノ状態ヲ検査スルコトヲ得

第四章 計算

第十七條 營業年度ハ毎年三月一日ニ始マリ翌年二月末日ニ終ル

第十八條 業務執行社員ハ營業年度ノ終リニ於テ計算ヲ為シ左ニ掲クル書類ヲ社員ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一、財産目録

二、貸借對照表

三、營業報告書

四、損益計算書

五、利益ノ配當ニ関スル議案

第十九條 本社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非ラサレハ利益ノ配當ヲ為スコトヲ得ス

第二十條 各社員ノ損益分配ノ割合ハ第五條ニ掲ケタル出資額ニ依ル但有限責任社員ノ損失ノ負擔ハ出資額ヲ限度トス

第五章 社員ノ退社

第二十一條 社員ハ総社員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ退社スルコトヲ得ス

第二十二條 前條ノ場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

一 総社員ノ同意

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第二十三條 社員退社ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻額ハ総社員三分ノ二以上ノ決議ニヨル

第六章 解散

第二十四條 本社ノ存立時期ハ此ノ定款作成ノ日より二十年間トス

一、前條ニ定メタル存立時期ノ満了

二、総社員ノ同意

三、會社ノ合併

四、會社ノ破産

五、裁判所ノ命令

第二十六條 前條第一號ノ場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得但同意ヲ為サ、リシ社員ハ退社ヲ為シタルモノト見做ス

第七章 清算

第二十七條 會社解散ノ場合ニ於ケル會社財産ハ左ノ方法ニ依リテ之レヲ處分ス但総社員ノ同意ヲ以テ他ノ方法ニ依リテ處分スルコトヲ得

一 残余財産ハ各社員ノ出資額ニ應シテ之レヲ分配ス

右合資會社依田社設立ノ為メ此ノ定款ヲ作り各社員左ニ記名捺印ス

昭和七年貳月貳拾八日

土屋 光治

下村亀三郎

小林清之助

工藤 倫

工藤 房次

伊藤 壽吉

土屋 久

下村 萬助

小林 郷

工藤 善助

工藤 哲三

伊藤 寛

以上が依田社定款の全文である。定款は会社の組織、經營目的を定めたものである。第二條では



それが7項目にわたって明らかになっている。それによると生糸の販売・委託はもとより、原料繭の購入、製糸器械の導入、融資にいたるまで依田社が取り扱っていることがわかる。

第五條には出資者の一覧がある。24の製糸業が依田社に参画しているが、出資しているのは、そこに記された12名である。なお、「下村亀三郎」とあるのは2代目で、初代創立者の亀三郎は、大正2年1月7日に急逝している。

依田社では、「業務執行社員」(第7條)が、全体的な指揮をとる。第8條に記されているように、2名の業務執行社員は、6名の無限責任社員のなかから選ばれている。そして、この2名が実質的な業務の取締役をはたしているとともに、会社を代表している(第11條)。したがって、社長副社長とみなすこともできよう。この業務執行社員を実務上補佐するのが支配人(第12條)であろう。

このように依田社の組織は、無限責任社員6名と有限責任社員とにわかれ、無限責任社員のなかからトップの2名を選出し、かつ、支配人を選ぶ。そしてこのトップの業務執行社員に依田社経営の権限を集中させているところに特色がある。

たとえば、須坂の東行社の場合は、「社長専名、副社長専名、理事参名以上」でトップが構成され無限責任社員となっている<sup>17)</sup>。総会ですべてが決定される東行社にくらべ、依田社の場合、組織はいく分簡素化され、命令指揮系統が単純化されているといえよう。

そこで次に依田社のトップに位置する2名の業務執行社員が、どのような業務を実際におこなうのかをみてみよう。これは定款第15條の「別ニ之ヲ定」めたものである。史料名は「合資會社依田社業務執行細則」である。ここでも先の定款とのかわりがあるので全文を紹介することにしよう。

#### 合資會社依田社業務執行細則

第一條 本會社ニ生糸ノ販賣ヲ委託セントスル者ハ総社員ノ承認ヲ經ヘシ

前項ノ承認ヲ為シタルトキハ代表社員ハ委託者ニ對シ第一號様式ニ依リ契約ヲ締結セシムヘシ

第二條 本會社ハ委託ヲ受ケタル生糸ニ對シ左ノ方法ニ依リ之レヲ販賣ス

生糸ヲ再繰シテ肉眼並器械検査ニ似リ定メラレタル品等ニ從ヒ合同束装ヲ施シ一定ノ商票ヲ附ス

第三條 品等査定ニ基ク販賣代金ノ差金ハ春挽夏挽ノ當初本會社社員總會ニ於テ之レヲ定ム但時宜ニ依リ特別差金ヲ附スルコトヲ得

第四條 生糸ノ委託者ハ其ノ販賣價格又ハ販賣ノ時期取引商店販賣ノ方法等ヲ指定スルコトヲ得ス

第五條 生糸ノ委託者ハ本會社代表社員ノ承認ヲ經ルニ非ラサレハ自己ノ生産シタル生糸ヲ他ニ賣却スルコトヲ得ス且ツ自己ノ生産セサル生糸ヲ本會社ニ委託スルコトヲ得ス但賃挽ニ依ル生糸ハ自己ノ生産シタルモノト看做ス

第六條 生糸ノ委託者ハ本會社ノ指定シタル製絲其ノ他ノ取扱方法ニ背クコトヲ得ス

第七條 本會社ハ委託生糸ニ對シ賣上前ニ於テ代金ノ假渡ヲナスコトヲ得但其ノ額ハ代表社員之レヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ代金拂渡ノ時期迄代表社員ノ定メタル日歩ヲ徴収ス

第八條 受託生糸ノ販賣代金ハ七月及三月ノ両度ニ期日ヲ定メ別ニ定メタル等差ニ依リ之レヲ計算シ受託數量ニ應シテ之レヲ配分スルモノトス

前項ノ販賣代金ハ取引問屋ニ支拂ヒタル手数料諸掛費並検査料積立金等販賣ニ要シタル費用ヲ控除シタル實収賣上金トス

第九條 第七條ニ依リ為シタル假渡金及手数料加工料第十四條ニ依リ徴収スヘキ違約金ハ前條ノ配分代金ヨリ之レヲ差引クモノトス

第十條 本會社ハ委託ヲ受ケタル生糸ノ販賣代金ニ應シ別ニ總會ニ於テ定メタル手数料ヲ委託者ヨリ徴収スルモノトス

第十一條 第二條ノ規定ニ依リ加工ヲ為シタル加工總費額ヲ加工料トシテ左ノ標準ニ據リ委託者ヨリ徴収スルモノトス

- 一、総絲量ニ對シ 百分ノ63
- 二、釜数ニ對シ 百分ノ30
- 三、工場個所ニ對シ 百分ノ7

第十二條 受託生糸ニ對シ本會社ニ於テ束装荷造其ノ他ニ特ニ勞費ヲ加ヘタルトキハ實費ヲ

徴シ代金配分ノ時之レヲ差引クモノトス  
第十三條 生糸ノ委托者ハ其ノ使用釜数ヲ本會社  
ニ届出ヲ為シ代表社員ノ承認ヲ經ヘシ  
前項ノ使用釜数ヲ変更セントスルトキハ  
一月中ニ本會社ニ届出ヲ為シ代表社員ノ承  
認ヲ經ヘシ  
生糸ノ委托者ハ本會社代表社員ノ承認ナ  
キ釜ヲ使用スルコトヲ得ス

第十四條 第四條乃至第六條及第十三條第三項ノ  
規定ニ違背シタル者ハ金五圓以上金五百圓  
以下ノ違約金ヲ徴スルモノトス

第十五條 本會社ハ第二條ニ依リテ定メラレタル  
生糸ノ品等及数量並ニ生糸ノ販賣事蹟ヲ毎  
時委托者ニ通知スルモノトス

第十六條 第二條ニ依リテ試験ニ供シタル生糸ハ本  
會社ノ収益トス

第十七條 委托ヲ受ケタル生糸ハ本會社カ委托者  
ニ對スル諸債權並ニ将来生スル諸債權ノ共  
通擔保品タルヘキモノトス

第十八條 委托ヲ受ケタル生糸ニ對シ不可抗力ニ  
ヨリテ生シタル損害ハ本會社其ノ責ニ任セ  
サルモノトス

以上が「合資会社依田社業務執行細則」の全文  
である。この「細則」が記された日付は、昭和7  
年3月となっている。ただここにもられた内容は、  
すでに明治末期から実施されているもので細部の  
修正にとどまっている。

この「細則」の主旨は、依田社参画の製糸業者  
すなわち、組合員が、依田社の商標をもって生糸  
を販売委託する場合に遵守すべき手続きを明示し  
ているところにある。つまり、個々の製糸業者が  
検査も受けずに自由に依田社の商標を使って販売  
してはならない、という規定でもある。

とりわけ、第二條にみられる品質管理の厳しさ  
は、東行社以上のものといえよう。また、第四條、  
第六條にみるごとく、依田社に販売のすべてを委  
ねるといふ形態は、東行社の「当会社ハ生糸再繰  
及依託販売ヲ為スヲ目的トス」といふ形態と同質  
である。<sup>(19)</sup>ただ形式は同じでも、依田社が組合員に  
対する権限は、東行社にくらべ強い。すなわち、  
依田社に委託するという事は、販売について組  
合員は、依田社に全面的に拘束されるという意味  
あいをもつからである。それだけに依田社の組合

員に対する統率力は、この「細則」によって強化  
されたといえよう。

反面、このように統率力を強化しなければ、ア  
メリカ向輸出商品としての生糸品質を十分に管理  
かつ維持できない、という製糸業者の配慮がある  
のだろう。依田社というひとつの企業体としての  
まとまりは、こうした「業務執行細則」によって  
より一層、強化されていったと思われる。

## 5. 労 務 管 理

次に労務管理についてみていくことにする。製  
糸労働者、すなわち「女工」についてはこれまで  
かなりの研究業績がある。<sup>(19)</sup>小稿もそれらに負うて  
いることはいうまでもない。ここではそれらをふ  
まえた上で、依田社の労務管理、および労働者の  
状況についてみていきたい。

まず依田社の労務管理の特色をよく表わしてい  
るもののひとつに「就業規則」がある。たまたま  
大正15年の合資会社金ト製糸場の「就業規則」が  
あるのでそれを全文紹介することにしよう。なお  
この「就業規則」のまえ、大正5年に「工場法」  
が施行されている。したがって、本「就業規則」  
もそれを前提としていることはいうまでもない。

### 就業規則

#### 第一章 総則

第一條 本則ハ當工場ニ就業スル職工ニ之ヲ適用  
ス

第二條 本則ハ職工雇入ノ際之ヲ交附シ且工場内  
ニ掲示ス

第三條 本則ヲ改正セムトスルトキハ一ヶ月前ニ  
職工ニ豫告スベシ

第四條 職工ノ扶助規則、貯蓄金管理規程及賞与  
規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 職工ノ種類ハ左ノ如シ

検査、繰糸工、撰繭工、煮繭工、火夫、屑  
物整理工

第六條 職工ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

本職工、養成職工

#### 第二章 雇入及解雇

第七條 新ニ雇入ルル職工ハ年齢十四歳以上ナル  
カ又ハ十二歳以上ノ者ニシテ義務教育ヲ終  
了シタルモノトス

十二歳以上十四歳未満ノ者ニシテ義務教育ヲ終了シタル者ハ其ノ證左ヲ提示スベシ

第八條 女工ノ雇用契約期間ハ一年以内トス。但養成女工ニ就テハ三年以内トス

第九條 雇用契約成立シタルトキハ契約當事者ハ雇用契約書二通ヲ作成シ双方各一通ヲ所持スルモノトス

第十條 天災事變ニ基キ事業ノ継続不可能ト為リタル場合ノ外雇用契約期間中ノ職工ヲ解雇スルコトナシ

雇用契約期間ノ定ナキ職工ヲ解雇セムトスルトキハ少ナクトモ拾四日前ニ其ノ豫告ヲ為スカ又ハ賃金拾四日分以上ノ手當ヲ支給ス

第十一條 前條第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ各號ノ一ニ該當ス場合ハ少ナクトモ拾四日前ニ豫告ヲナスカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトアルヘシ

一、身體虚弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ

二、技能発達ノ見込ナシト認メタルトキ

三、工場ノ秩序又ハ風紀ヲ紊シ改悛ノ見込ナキトキ

四、禁錮以上ノ形ニ處セラレタルトキ

第十二條 職工入場又ハ帰郷ノ為必要ナル一切ノ費用ハ工場主ノ負担トス。但シ在場途中職工ノ任意ニヨル帰郷入場ノ入費ハ職工ノ負担トス

第十三條 職工解雇ニ際シ請求アリタルトキハ遲滞ナク雇用期間、業務ノ種類及賃金其ノ他職工ノ請求シタル事項ニツキ雇用證明書ヲ交付ス

### 第三章 就業時間、休憩及休日

第十四條 就業時間ハ午前五時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ十二時間以内トス但シ工場法ノ規定スル範圍ニ於テ右ノ定時間ヲ超ヘ就業時間ヲ延長スルコトアルヘシ

第十五條 休憩時間ハ就業時間中ニ左ノ如ク配置ス

午前八時ヨリ同九時三十分マテノ間ニ於テ十五分間

正午ヨリ三十分間

午後三時ヨリ同四時マテノ間ニ於テ十五分

間

第十六條 休日ハ左ノ如シ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官ニ届出ノ上変更スルコトアルヘシ

一、毎月二日、十六日

二、上堰 下堰 水路修繕ノ為断水中春二日秋一日

三、春挽閉鎖ヨリ夏挽開始ノ際七日間以内

四、年末、年始（日数ハ毎年之ヲ定ム）

第十七條 食事ハ左ノ時間ニ於テ食堂ニ於テ之ヲナスモノトス

朝食、午前五時ヨリ同七時マテノ間ニ於テ十五分間

中食、正午ヨリ十五分間

夕食、午後五時ヨリ同八時マテノ間ニ於テ十五分間

### 第四章 賃金及貯蓄金

第十八條 賃金ハ日給及出来高給ノ二種トシ最低日給ハ就業日数ニ應ジ本職工一日三十銭以上養成初年職工一日金十五銭以上トス

第十九條 日給ハ定時間ヲ以テ一日トシ業務ノ種類職工ノ技能ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二十條 出来高給ハ仕事ノ出来高ニヨリ之ヲ支給ス出来高ノ賃金ハ別ニ定ムル賃金算出方法ニヨルモノトス

第二十一條 定時間以外ノ就業ニ對シテハ超過時間ニ對シ割増金ヲ支給ス

割増金ハ左ノ方法ニヨリ一時間ニ對スル其ノ額ヲ算出ス

(甲) 日給の場合  $\frac{\text{平均日給額}}{\text{實労働時間数}} \times \frac{13}{10} = \text{割増金}$

(乙) 出来高給の場合

$\frac{\text{平均日給額}}{\text{實労働時間数}} \times \frac{3}{10} = \text{割増金}$

第二十二條 工場ノ都合ニヨリ臨時休業スルトキハ平均日給ノ七割ヲ支給ス但シ平均日給ハ前條末項ノ算出方法ニヨル

第二十三條 賃金ハ毎月十六日ヨリ翌月十五日迄ノ分ヲ其ノ月二十五日迄ニ支拂フモノトス。但シ止ムヲ得サル事情アル場合ハ支拂期日ヲ月末迄延期スル事アルヘシ

前賃金アル者ニ對シテハ賃金ト相殺ス

第二十四條 職工死亡若ハ解雇ノ場合又ハ左ノ各號

一、二該當シ職工ノ請求アリタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス即時賃金ヲ支拂フモノトス

- 一、一ヶ月以上ニ亘リ帰郷スル時
- 二、婚礼、葬祭等ノ為出資ヲ要スルトキ
- 三、地方長官ノ命令ヲ以テ定メタルトキ

第廿五條 職工ノ任意ニナス貯蓄金ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル貯蓄金管理規程ニヨリ之ヲ管理ス

第五章 早退、欠勤、入場禁止、食費其ノ他

第廿六條 職工病氣其他己ムヲ得サル事由ノ為早退スル場合ハ係員ニ其旨ヲ申出テ承認ヲ受ケ退場スヘシ

第廿七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス

- 一、酒氣ヲ帶ヒタルモノ
- 二、工場法施行規則第八條ノ規定ニヨリ就業ヲ禁止セラレタル疾病ニ罹リタル者
- 三、産後四週間ヲ経過セサル者

第廿八條 職工ノ食費ハ工業主之ヲ負担ス  
工場附属寄宿舎ニ寄宿スル職工ニ對シテハ寄宿舎費ヲ徴収セス

第廿九條 職工制裁ノ規程ハ之ヲ定メス  
附則

本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

「工場法」施行後の「就業規則」は、それ以前にくらべ格段に改善されている。この「就業規則」もその例にもれない。女工雇入れの際の年令制限（第7條）、あるいは労働時間（第14條）など、あきらかに改善されている。諏訪、岡谷地方で「工場法」が施行された後も違法ないしは、脱法行為がしばしばおこなわれている。<sup>20</sup> 依田社についてそれを知る手がかりはない。ただ「工場法」の規程がこの「就業規則」に反映されていることだけは確かである。<sup>21</sup>

雇用契約（第8～10條）關係に特別の條件はつけられていない。ただ、第11條の解雇の條件は、雇主側の恣意的判断で左右される内容のものだけに、女工が不利な立場に立たされていることには変わりはない。

それにしても現在からみれば、就業時間の長さ休憩時間の短かさ（第14～15條）、また、休日の少なさ（第16條）という労働条件の劣悪さは否め

ないところだろう。これとても、6月から9月の繁忙期、すなわち夏時間ともなれば、どれほど遵守されていたかは疑わしい。

賃金では、最低賃金制（第18條）がとられている。賃金は別に「工賃支給規則」があり、それに沿って支払われている。この「工賃支給規則」は全9條からなり、その中心は「賞罰方法」の規定である。したがって、賃金の支払いは、繰目および糸質の検査の後、標準日給より賞罰金を加減したあとになされるのである。

「工賃支給規則」の第5條には次のように記されている。「工賃ノ算出方法ハ標準日給〔平均日給〕ヲ定メ一期間ニ於ケル延工数ニ乗シ更ニ総繰糸量ニテ除シテ對十匁ノ工賃率ヲ算出シ之ヲ各自ノ繰糸量ニ乗シ基礎工賃ヲ算出シ之ニ賞罰金ヲ加減シテ算出スルモノトス」とある。この算出方法は、岡谷方式と同じである。工場での平均的工賃率を出したあと、それに各自の出来高量をかけるもので、労働生産性が上がれば上がるほど平均的工賃率は高くなる。それは女工の労働強化にむすびつく性質のものである。したがって、賃金計算の方法が従来のみままで、より収入を得ようと女工が考えれば、いきおい労働内容は厳しく、就業時間の実数も拡大していくことになる。だとすれば、低賃金構造の本質は変化せず、ただ形式が「工場法」に合わせただけ、ということになる。

それでもこの「就業規則」が評価されるとすれば、企業側と労働者側との関係が明確化され、労働者の意思が限定つきではあるが尊重されている点である（第12～13條、26條、28條など）。

いまこの「就業規則」を発行した金ト製糸場に勤める女工の出身地をみると第5表の通りである。

小  県  郡	41 人	24.6 %
北佐久郡	34	20.3
南佐久郡	24	14.4
更  級  郡	26	15.6
そ の 他	4	2.3
群  馬  県	38	22.8
計	167	100.0

(注) 大正13年期の数値

県内、なかんずく、依田社が位置する小県郡とその周辺の郡部から多くの女工が来ているようすがこの表からわかる。県外といっても群馬県という依田社からすれば、比較的近いところの県外といえよう。同じ時期、岡谷地方の製糸業で働く女工の40%が県外者でしめられていたこととは対照的である。このように依田社の労働力市場は、地域性を強くもった圏域にあると考えられる。

これは依田社だけの特色ではなく、先述の東行社の場合にも指摘される。<sup>23)</sup>たとえば、東行社の女工をみても、東行社が位置する上高井郡、そして近辺の下高井郡両郡の出身者が全体の60%をしめている。また、県内出身者の割合は、同じ大正期、85%をしめているのである。東行社の労働力市場も、地域市場圏域に属しているといえよう。

このような労働力市場での特色が、依田社の「就業規則」や労働条件に大きな影響をあたえているのではないかと考えられる。それは、岡谷・諏訪型とは異った市場の特質によるものであろう。依田社の労務管理もこうした女工の社会的背景の下で、諏訪とは異った対応をしめざるをえなかったのではないだろうか。

## 6. むすびにかえて

これまで製糸業史の研究は、どちらかといえば諏訪・岡谷地方を中心になされてきた。明治20年代後半から大正・昭和初期にかけて、長野県内はおろか、全国的にみても、その生糸生産高がしめる割合が一番多いわけであるからそれも当然であろう。くわえて、史料でも、岡谷市立蚕糸博物館を中心によく保存されている状況が、一層、研究を促進させたと思われる。しかし、小稿でみた依田社の存在や、また、比較の対象となった須坂の東行社の存在もものがすわけにはいかない。

それは、地域産業企業の成立、という新たな視点から今一度、製糸業史をとらえなおす必要からでもある。依田社にしても、東行社にしても、生糸生産高、その輸出高は、諏訪地方に次いでいる。また、そこで働く女工、すなわち女子労働者の数も多い。しかし、その存在形態は、明らかに諏訪地方と異っている。それは経営組織、運営形態、労働市場などそのいずれをとっても、その産業企

業の地域性、地域的特質を担うものだからである。諏訪地方を軸として、さらに南信地方の天竜社、龍水社などさまざまな各地域の産業企業の存立形態を今後一層、比較検討することが重要と思われる。小稿はそのための一試論たるをまぬがれない。

(受理 1988. 11. 21)

## 註

- (1) 『信濃蚕糸業史』下巻 1937年 P. 1026
- (2) 山田盛太郎『日本資本主義分析』1934年 P. 32
- (3) 「依田社業務要覧」大正6年 丸子町立郷土博物館蔵。以下断わりのないかぎり、同博物館所蔵の文書に依っている。  
土屋理恵「小県郡丸子町の依田社とカネタ土屋製糸場(一)」(『千曲』第34号 1982年)
- (4) 龍野八郎「長野県小県郡丸子町における器械製糸業の生成と推移」(『信濃』第19巻11号 1967年) P. 797~8
- (5) 拙稿「須坂における近代的製糸業の成立」(『須高』第22号 1981年)
- (6) 「会社設立ノ沿革及定款更正ノ理由」(昭和5年) 霜田家文書
- (7) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』1972年 古島敏雄『産業史Ⅱ』1961年
- (8) 拙稿「明治前期小生産者層の史的位<sub>置</sub>(1)(2)」(『長野大学紀要』第2号 1973年、第5号 1975年)
- (9) 『暁雲 下村亀三郎伝』1980年
- (10) 龍野 前掲論文 P. 803、土屋理恵「小県丸子町の依田社とカネタ土屋製糸場(二)」(『千曲』第35号 1982年) P. 8『丸子中央小学校百年史』1973年 P. 418
- (11) 『製絲工場調』大正12年
- (12) 龍野氏は前掲論文で、大正7年版の「業務要覧」の紹介をしている。内容は本稿の引用文とほぼ同じであるが、構成を龍野氏は変えて使用されている。
- (13) 神津善三郎、小川勝一、小林正洋、野原建一「長野県における製糸業関連史料について(1)」(『長野大学紀要』第9巻第1号 1987年) 拙稿「『東行社の史料』を読む—須坂製糸業史の一側面として—」(『須高』第27号 1988年)
- (14) 『暁雲 下村亀三郎伝』1980年
- (15) 『製絲工場調』長野県蚕糸課 大正11年度

- (16) この場合の「工女前貸金」には「工女前貸契約金」も含まれている。
- (17) 神津善三郎、小川勝一、小林正洋、野原建一「長野県における製糸業関連史料について(3)」(「長野大学紀要」第9巻第4号 1988年)
- (18) 「東行社定款」拙稿「明治後期～昭和初期における製糸業の展開—東行社を中心として—」(「須高」第23号 1986年)
- (19) 拙稿「日本における『近代的』労働力市場の成立について」(「長野大学紀要」第5巻第4号 1984年)において製糸労働者に関するこれまでの研究状況を記したので参照していただきたい。龍澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』1978年
- (20) 林巧郎『地平線以下』1925年、佐倉啄二『製糸女工虐待史』1927年(覆刻、1981年信濃毎日新聞社)
- (21) この「就業規則」は、金ト製糸場発行のものであるが、依田社に参画している他の製糸場の「就業規則」も同一文章である。おそらく、依田社内で協定したものと思われる。
- (22) 拙稿、前掲論文 P. 142 参照
- (23) 拙稿「須坂の製糸労働者について」(「須高」第20号 1985年)

(記) 本稿成るにあたっては、史料の調査、研究に丸子町立郷土博物館の館長をはじめ、館員の方々の全面的協力を得たことを記し、ここに厚く謝したい。

また、本研究には、昭和63年度長野大学地域社会研究助成費を得ている。